

公益社団法人 島根県看護協会長表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人島根県看護協会定款第3条の本会目的達成に著しい功績があった者の表彰に関し必要な事項を定める。

(表彰時期)

第2条 表彰は通常総会において行う。

2 前項の規定にかかわらず、会長が必要と認めた時は、理事会の議決を経て、表彰することができる。

(被表彰者)

第3条 表彰は、表彰の時点において会員であり、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- (1) 満40歳以上で、島根県看護協会会員年数が通算15年以上の会員であり、かつ5年以上の役員・委員会委員・支部役員として協会活動に貢献した者
- (2) 看護職業務に通算35年以上従事し、看護の向上に寄与した者
- (3) 前各項に掲げる者のほか、特に推奨に値する功績があると認められる者

(推薦)

第4条 前条各号の一に該当する者があるときは、その者の表彰方について、被推薦者の所属する支部長又は所属看護職代表、もしくは理事会が会長に推薦する。

2 推薦は、別紙「島根県看護協会長表彰候補者推薦調書」による。

(決定)

第5条 会長は、被表彰者を理事会の議決を経て決定する。

(改正)

第6条 この規程は、理事会の承認により改正することができる。

附 則

この規程は、昭和60年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和61年5月17日から改正する。

附 則

この規程は、平成8年2月22日から改正する。

附 則

この規程は、平成17年11月29日から改正する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から改正する。